

設楽町社会体育施設等の管理に関する基本協定書

設楽町長(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)とは、次のとおり第1条に規定する公の施設(以下「本施設」という。)の管理に係る協定(以下「本協定」という。)を締結する。

第1章 総 則

(公の施設)

第1条 本施設は、次のとおりとする。

- (1) 名倉プール
- (2) 田口テニスコート
- (3) ふれあい広場(スイスイパーク、多目的広場)

(目的)

第2条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の意義)

第3条 本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、公共的団体たる乙の能力を活用しつつ、地域の活力の向上、交流人口の増加を促進し、もって地域福祉の一層の促進を図ることにある。

(公共性の趣旨の尊重)

第4条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務(以下「本業務」という。)の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 甲は、本業務が、地方公共団体が設置した施設の設置目的を効果的に達成し、住民福祉サービスの向上及び地域の活性化に寄与することを目的として設立された乙によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第5条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(用語の定義)

第6条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

(管理物件)

第7条 本業務の対象となる物件(以下「管理物件」という。)は、本施設と施設に備えられる全ての物品からなる。

- 2 乙は、善良なる指定管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

(指定期間)

第8条 設楽町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年設楽町条

例第 19 号)(以下「条例」という。)第 8 条及び設楽町公の施設に係る指定管理者の指定
手続等に関する条例施行規則(平成 18 年設楽町規則第 15 号)第 11 条第 1 号に規定する指
定期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 2 章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第 9 条 本業務の範囲は次の各号に掲げる条例による。

- (1) 設楽町社会体育施設条例
- (2) 設楽町ふれあい広場条例

2 業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第 10 条 甲は、次の各号に掲げる業務について、自らの責任と費用において実施するも
のとする。

- (1) 不服申し立てによる決定
- (2) 本施設の目的外使用許可
- (3) 管理物件の大規模修繕業務
- (4) 火災保険料の負担
- (5) その他教育長のみの権限に属する業務

(本業務の仕様)

第 11 条 乙が本業務を実施するにあたり留意すべき事項は、仕様書に示すとおりとする。

(業務範囲等の変更)

第 12 条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第 9 条で定め
る本業務の範囲及び前条の仕様書で定めた事項の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲又は仕様書で定めた事項の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等について
は、前項の協議において決定するものとする。

第 3 章 本業務の実施

(本業務の実施)

第 13 条 乙は、本協定、年度協定、仕様書、条例及び規則、関係法令等に従って本業務
を実施するものとする。

2 本協定、仕様書等の間に矛盾又は疑義がある場合は、本協定、仕様書等の順にその解
釈が優先されるものとする。

(第三者による実施)

第 14 条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、
又は請け負わせてはならない。

- 2 乙が本業務の一部を町の承諾を得て第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の改修等)

第15条 管理物件の大規模改修、増築、移設等については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 管理物件の修繕については、1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

(緊急時の対応)

第16条 指定期間中の本業務の実施において、事故又は災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生 の旨を通報しなければならない。

- 2 乙は、事故等が発生した場合、甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第17条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び設楽町個人情報保護条例(平成17年設楽町条例第13号)の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4章 備品等の扱い

(備品等の貸与)

第18条 甲は、乙に無償で備品等を貸与し、乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保たなければならない。

- 2 備品等が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 3 乙は、故意又は過失により備品等を棄損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該備品等と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

第5章 本業務実施に係る甲の確認事項

(業務計画書)

第19条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに業務計画書を提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 業務計画書等を変更しようとするときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(事業報告書)

第20条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、甲が指定する期日までに次の各号に示す事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。ただし、指定する期日までに事業報告書が間に合わない場合には、期限延長について事前に甲の承諾を得ることとする。

(1) 本業務の実施状況に関する事項

(2) 管理施設の利用状況に関する事項

(3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等

(4) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が第34条から第36条の規定に基づき、年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認と改善指示)

第21条 甲は、事業報告書の確認のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件へ立入調査をすることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

3 前条及び本条第1項による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を指示するものとする。

4 乙は、前項に定める改善指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理料及び使用料

(管理経費)

第22条 本施設の管理に係る経費は、甲が乙に支払う経費（以下「指定管理料」という。）及び使用料金収入を持って充てるものとする。

2 前項の指定管理料の額及び支払いに関する事項は、事業年度ごとに甲乙協議して定める年度協定によるものとし、額の積算には直近3カ年の使用料収入の平均額を用いる。
(経理)

第23条 乙は、本施設の管理業務を行うに当たって、次に掲げる事項に留意して適正に経理を行わなければならない。

(1) 本施設の管理に関する収支を明らかにするため、本施設の管理に関する会計を設け

ること。

(2) 経理に関する規定等を定め、経理を行うこと。

(3) 収支計算、備品の管理、物品の出納に関する帳簿を作成すること。

2 乙は、本施設の管理に関する経理を明らかにする関係書類を整備し、指定期間満了後5年間保存しなければならない。

(使用料金)

第24条 本施設の使用料金は、乙の収入とする。

2 乙は、設楽町使用料条例（平成17年条例第63号）に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、使用料金の額を定めるものとする。

3 乙は、使用料金の収受に関する規定等を定め、その事務を適切に行わなければならない。

4 乙は、設楽町使用料条例（平成17年法令第63号）第6条により、使用料の減免を行わなければならない。

(指定管理料の変更)

第25条 甲又は乙は、当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して書面でもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償)

第26条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第27条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りでない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第28条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(費用等の負担)

第29条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合、乙は

その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で乙と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(業務の一部免除)

第30条 前条第2項に規定する協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなつたと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第31条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる本施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第32条 乙は、本協定の終了までに指定開始日を基準として管理物件を現状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復を行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(指定の取消し)

第33条 甲は、条例第13条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し、不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

(4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき。

(5) その他甲が必要と認めるとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取消しの理由

(2) 指定取消しの要否

(3) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(指定の取消しの申出)

第34条 乙は、次のいずれかに該当する場合、条例第12条の規定に基づき甲に対して年度末の3月前までに指定の取消しを申し出ることができるものとする。

(1) 甲が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

(2) 甲が任意に指定の取消しを行ったとき。

(3) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。

(4) その他乙が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第35条 甲又は乙は、不可抗力の発生によって本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 甲は、協議の結果、やむを得ないと判断した場合、指定の取消しを行うものとする。

3 前項における取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第36条 第31条及び第32条の規定は、第33から前条までの規定により、本協定が終了した場合にこれを準用する。ただし、甲乙が合意した場合は、その限りでない。

第10章 その他

(権利及び義務の譲渡の禁止)

第37条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(連絡調整等の実施)

第38条 甲及び乙は、本業務を円滑に実施するため、必要に応じ情報交換や業務の調整を図る連絡調整等を甲乙の協議の上、実施するものとする。

(本業務の範囲外の業務)

第 39 条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事前に業務計画書を提出し、甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するにあたって、別途の自主事業の実施条件を定めることができるものとする。

(請求、通知等)

第 40 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び取消は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(協定の変更)

第 41 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第 42 条 甲が本協定の規定に基づき、書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 43 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲	所在地	設楽町田口字辻前 1 4 番地
	名 称	設楽町
	代表者	設楽町長 土 屋 浩

乙	所在地	
	名 称	
	代表者	

別紙1 用語の定義

- (1) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (2) 「仕様書」とは、管理物件における本業務に係る仕様書のことをいう。
- (3) 「自主事業」とは、仕様書に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (4) 「不可抗力」とは、天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常震雨、土砂災害等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他甲乙の責めに帰すことのできない事由のことをいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (5) 「法令」とは、すべての法律、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規程をいう。